平成２５年（フ）第８７号
福井県鯖江市吉谷町147番地
破産者　株式会社テクノアートホリ
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
大阪府和泉市桑原町99番地の６
破産者　株式会社田仲スリッター工業
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
岡山市南区洲崎２丁目11番地１号　プロムナード洲崎113号、住民票上の住所岡山市北区楢津592番地１
破産者　藤原　克敏
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０号
岡山市北区津高台３丁目2047番地４
破産者　森重　伸介
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８１号
熊本県荒尾市下井手165番地２
破産者　株式会社盛樹園
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９１号
熊本市中央区坪井６丁目８番15―206号
破産者　有限会社吉武建設
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
三重県鳥羽市鳥羽３丁目12番22号
破産者　大世古文男
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
奈良市横井１丁目134―48、住民票上の住所奈良市横井１丁目637番地の１
破産者　山本　賀彦
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１０号
熊本市東区鹿帰瀬町322番地１
破産者　合資会社濱津設備
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４３８号
北海道石狩郡当別町太美町1488番地215
破産者　富山　裕行
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２号
札幌市豊平区美園７条３丁目４番23―２号　ＪＰコート美園Ⅱ―205号
破産者　福原　勝則
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１号
札幌市東区北39条東７丁目２番18号　テルキビル307号
破産者　木下　康成
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８７号
札幌市白石区南郷通20丁目北２番22―104号
破産者　熊谷　健夫
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８３号
北海道名寄市東４条北８丁目23番地16
破産者　田村　利勝
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
北海道旭川市大町１条12丁目97番地の118　大町１・12ハイツＢ102号室
破産者　稲生ひとみ
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川38番地１
破産者　フレッシュマート良平こと　髙井　良平
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
岐阜県安八郡安八町東結1015番地の10
破産者　中野　繁次
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
岐阜県大垣市古知丸２丁目23番地
破産者　安藤平八郎
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３０６４号
愛知県日進市浅田町大島66番地１
破産者　木村　栄男
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６６号
愛知県日進市浅田町大島66番地１
破産者　木村　初美
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９２号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘10棟705号
破産者　白戸　繁秋
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部